

平成25年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年12月11日(水)

議事日程(第3号)

平成25年12月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 18番 | 後藤 守 議長 | 17番 | 川又 照雄 副議長 |
| 1番 | 井坂 孝行 議員 | 2番 | 藤田 謙二 議員 |
| 3番 | 赤堀 平二郎 議員 | 4番 | 木村 郁郎 議員 |
| 5番 | 深谷 涉 議員 | 6番 | 鈴木 二郎 議員 |
| 7番 | 平山 晶邦 議員 | 8番 | 益子 慎哉 議員 |
| 9番 | 菊池 伸也 議員 | 10番 | 深谷 秀峰 議員 |
| 11番 | 高星 勝幸 議員 | 12番 | 成井 小太郎 議員 |
| 13番 | 茅根 猛 議員 | 14番 | 片野 宗隆 議員 |
| 15番 | 福地 正文 議員 | 16番 | 山口 恒男 議員 |
| 19番 | 黒沢 義久 議員 | 20番 | 沢 畠 亮 議員 |
| 21番 | 高木 将 議員 | 22番 | 宇野 隆子 議員 |

説明のため出席した者

| | |
|--------------|------------------|
| 大久保 太一 市長 | 梅原 勤 副市長 |
| 中原 一博 教育長 | 佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長 |
| 荻津 一成 市民生活部長 | 塙 信夫 保健福祉部長 |
| 樫村 浩治 産業部長 | 鈴木 典夫 建設部長 |
| 山崎 弘行 会計管理者 | 鈴木 則文 上下水道部長 |
| 福地 壽之 消防長 | 山崎 修一 教育次長 |
| 宇野 智明 秘書課長 | 植木 宏 総務課長 |
| 大和田 隆 監査委員 | |

事務局職員出席者

| | |
|------------|-----------|
| 吉成 賢一 事務局長 | 金子 充 議事係長 |
|------------|-----------|

午前 10 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○後藤守議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

7 番平山晶邦議員の発言を許します。

〔7 番 平山晶邦議員 登壇〕

○7 番（平山晶邦議員） 7 番平山晶邦です。一般質問に入ります。

私は先日、茨城新聞の県内市町村 11 月 1 日現在の常住人口記事を読み、改めて常陸太田市の人口減少の厳しさを確認しました。常陸太田市は 10 月単月でマイナス 84 人、常陸大宮市ではマイナス 11 人、那珂市はプラス 19 人で、近隣の市の中で断トツの人口減少でありました。常陸太田市の人口が、今年 6 月に那珂市に抜かれてしまったことは皆様もご存じだと思います。11 月現在、那珂市は 5 万 3,854 人、常陸太田市は 5 万 3,600 人です。現状のままでは 10 年後には常陸大宮市にも抜かれてしまう予測が立ちます。常陸大宮市も本市と地政学的には似通った自治体です。美和、緒川、山方、御前山という過疎地域を持っています。面積も常陸太田市に次いで広い面積を有しています。高齢化率も常陸太田市と変わりません。しかし本市と比較して人口減少が低位となっている。そして出生数が多いのはなぜでしょうか。

日本全体が人口減少であるから常陸太田市も例外なく人口が減ることは当然だと思っただけは大変な状況が生まれるのではないかと心配をいたします。常陸太田市は、県内でも超厳しい人口減少自治体で、人口減少により地域の社会経済や住民の生存基盤そのものが崩壊することも否定できません。市税が減少し、商店がなくなり、地域コミュニティが崩壊し、医療過疎や公共交通弱者を作り、社会保障費の高どまりなどという地域経済や社会機構や自治体財政の行き詰まりという人口減少から生じてくる事実を直視していかなければいけないと考えます。

一般的に、人口減少のプロセスには 3 つの減少段階があると言われます。第 1 段階は、老年人口の増加、生産・年少人口の減少。第 2 段階は、老年人口の維持、微減、生産・年少人口の減少。第 3 段階は老年人口の減少、生産・年少人口の減少です。私は、常陸太田市は絶対人口が減少する第 3 段階の老年人口の減少と生産・年少人口の減少の同時減少状況にある自治体だと思っています。

本市の人口減少をもっと詳しく分析すると、総人口の減少よりも生産年齢の人口減少が大きく

なっていることは問題です。生産年齢人口の実態をもっと詳しく掘り下げ、18歳から60歳までの就業人口で見ると、就業者人口が総人口の50%を切ってしまうという本市の人口減少の問題点が理解され、本市の人口減少が抱える深刻さが理解できると思います。人口減少の問題は決して遠い将来の話でなく、まさに現在のことなのです。

以上のことを前提として今回の質問をいたします。

第1の質問は、限界集落という切り口で人口減少に伴う地域コミュニティの集落機能をいかに維持するかについて質問をいたします。

限界集落という意味は、皆様もご存じだと思いますが、人口の50%以上が65歳以上の高齢者になって、社会的共同生活の維持が困難になっている地域を言います。現実には私の町会、すなわち回覧板を回す単位の最小単位のコミュニティでは、町内の役職を行うことが今後困難になってしまうのではないかとと思われる状況です。3年から5年後には社会的共同生活が困難な状況が生まれてしまうでしょう。本市においても老人会の役員になり手がなくなり、解散したとか町会長の人選ができなくて町内で何回も集まりを開いているが決まらないとかという話を聞きます。地域コミュニティが危機にあることは間違いありません。

現実的に、人口減少に伴って地域の社会機構や環境が変わっていくことにどのように対処していくかということが大きな問題となってまいります。市の将来ビジョンを描く際に、まず把握しておかなければいけないのは人口動態であると言われます。

そこで1番目の質問として、本市は人口減少の地域別・世代別・老年・生産・年少別人口流出状況の把握や、5年後、10年後における本市の分析を行って対応策等の検討を図っておられるのかをお伺いいたします。

2番目の質問として、本市において集落を町内として見た場合、現在本市には限界集落、言い換えれば「限界町内」があるのか、また、将来にわたっては、限界町内がどのぐらいになっていくかという予測を行っているのかについて伺います。

3番目の質問として、限界町内のコミュニティ機能をどのように維持していくおつもりなのか、今後の方策と対応についてお伺いをいたします。

4番目の質問として、限界集落の中の独居高齢者や超高齢者宅に対する安全対策や買い物難民対策や医療介護対策など、生活していくための対応はどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

以上までが第1の質問です。

次に、大きな第2の質問として、本市の商工行政について質問をいたします。

今の若い人たちは、ネットショッピングや県外まで出かけていき、生活用品や生鮮食品を求めているようであります。私などが想像つかない消費動向があり多様性に富んでいます。また、買い物は地元でなどという感覚は市民の中には難しく、近隣市町村であっても自分に合った買い物を行っています。そのような状況の中で、地元商店主などからは、「閉店するほかない」とか、「俺の代で店は終わりにする」という話を聞かされます。そこで、常陸太田市の商工業者の売り上げはどのような状況になっているのか。市は今後の商業者とどのように向き合っていくつもり

なのか伺います。

1 番目の質問として、常陸太田市の商業者の売り上げ実態や実績はどのような状況にあるのか。実績を通じて市はどのように分析をして今後の商工行政を行うのかということについて伺いをいたします。

2 番目の質問として、消費に関しても本市の大きなキャッシュフローは高齢者の方々の年金です。また、高齢者の方は地元で買い物をする率が大きい方々です。しかし、高齢者の年金の減額や高齢者の絶対数が減少する状況では、本市の商業環境を考えると商業者の売り上げは今後ますます厳しくなることが予測されるのではないのでしょうか。市としての考えをお伺いいたします。

3 番目の質問として、2 年前から商工会が行っているプレミアム付商品券が市民の中に浸透して好評であると思います。そしてプレミアム付商品券の事業は、市民が本市の多様な商業者において使用するという市の中でお金が循環することで、市民にとっても本市の商業者にとっても有効施策であると考えます。プレミアム付商品券の状況について伺いをいたします。

以上、大きな2 項目について質問し、1 回目の質問といたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 本市の人口減少問題に起因する限界集落問題についての中、人口減少についての地域別・世代別・老年・生産・年少別の状況や、5 年後、10 年後を見据えた分析ができているのかとのご質問にお答えをいたします。

まず、今日までの人口の推移につきましては、住民基本台帳の人口の集計結果をもとに、月別に、町内別、年少・生産・老年別の状況について把握をしています。

例えば、金砂郷地区のある町会の事例で、合併時の平成16 年12 月と本年12 月の比較を行いますと、その町会では人口が499 人から442 人に、年少人口が70 人から51 人に、生産年齢人口が299 人から252 人に、老年人口が130 人から139 人に、高齢化率についても26.1%から31.4%となっており、町会ごとにそれぞれ同様の実態を把握しております。

また、5 年後、10 年後における分析につきましては技術的に難しい面もあるため、町会ごとの推計までは行っておりませんが、今後は町会などのコミュニティ組織を1つの生活圏として維持していくことが困難になっていくことなども想定されることから、地域ごとにさまざまな対策を講じていくためにも、議員ご指摘のような将来を見据えた状況の把握を行っていく必要があるものと考えております。

次に、限界集落の現状は本市にあるのか、将来はどのように予測しているのかとのご質問にお答えをいたします。

いわゆる「限界集落」という言葉につきましては、必ずしも明確な定義が確立しているわけではございませんが、一般的には65 歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭を初め、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落と言われております。

限界集落の1つの目安である高齢化率50%以上という指標で当市の町会の状況を見ますと、平成25 年12 月1 日現在で、常陸太田地区に5 町会、東三町が59.0%、西二町56.5%、長

谷町62.5%，上土木内町56.0%，西河内上町55.4%でございます。それ以外にも高齢化率が40%を超える町会が常陸太田地区で7町会，金砂郷地区で4町会，水府地区で8町会，里美地区で1町会ございまして，これらの町会が将来的には高齢化率50%以上になってくることが予想されます。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 地域集落のコミュニティをどのように維持していく方策や対応を考えるのかとのご質問にお答えいたします。

少子・高齢化や人口減少が進む本市におきましては，地域集落，いわゆる町会単位でのコミュニティ組織だけでは，活動の担い手不足などにより，これまでのような地域の自治活動の維持が困難な状況に来ております。このような状況を踏まえまして，平成21年11月に，市民を委員とする「市民協働のまちづくりを考える会」を設置し，今後の地域コミュニティのあり方についての話し合いを行っていただきました。その結果，平成24年1月に，協働のまちづくりの提言書として提出されたところでございます。

この提言書では，今後の地域コミュニティのあり方について，小学校区程度の範囲で各町会，公民館及び各市民活動団体などが一堂に会し，幅広い意見交換や情報の共有化を図りながら，連携して事業等を行うことにより，地域活動の活力の維持と地域内の結びつきが一層強められるよう，新たな地域コミュニティの組織づくりの必要性について示されております。

本市ではこの提言を受けまして，現在，地域に出向き新たな地域コミュニティづくりの趣旨を説明し，地域関係者のご理解，ご協力のもと，この取り組みを進めているところでございます。そして，ここでの話し合いを通しまして，地域内における協力，連携体制の整備を行い，地域内での支え合いによる地域活動の基盤となる地域集落の活力と維持に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 集落の中の独居高齢者や超高齢者宅の安全対策など，生活対応についてお答えをいたします。

ひとり暮らし高齢者の安全対策でございますが，援護を必要とする高齢者一人ひとりを見守る近隣住民などによる地域ケアチームの取り組みを進めております。また，地域ケアチームを組んでいるひとり暮らし高齢者に対して，日ごろの協力者，家族，親戚などの氏名，連絡先などが記載されている「見守りネットワーク連絡カード」を作成いたしまして，冷蔵庫の横に張りつけるなどしており，緊急時に家族への連絡がとれる体制をとっております。

現在，日ごろの近隣住民による見守りや災害時における地域の支援者が記載されている災害時要援護者台帳を整備しておりまして，自主防災組織，消防団，社会福祉協議会などと情報の共有化を進めているところでございます。

今後，災害時要援護者台帳に登録されました方々につきまして，地域ケアチームにつながるよ

う取り組みを進めているところでございます。また、配食サービス、緊急通報装置設置などの福祉サービスによる見守りとあわせまして、郵便局、新聞販売店を初めとする民間の14業者と高齢者等の見守りに関する協定を締結しておりまして、高齢者が安全に暮らせる重層的な見守り体制を進めております。

次に、買い物難民対策でございますが、現在、市内の商店による宅配買い物代行サービス事業を初めとして、JA茨城みずほや市内のスーパー、生活協同組合などの民間事業者による食料品等の宅配サービスが行われております。また、太田地区北部、金砂郷地区、水府地区、里美地区では、9事業者により定期的な食料品などの移動販売を行っている状況でございます。

今後も買い物対策につきましては、民間事業者との連携の可能性を模索しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療、介護対策でございますが、要介護の状態でも自宅での生活が問題なく続けられるようにしていくためには、市内の医療機関と介護機関との緊密な連携によるサポート体制を整備する必要があることから、現在、県の補助事業を活用いたしまして、在宅医療、介護連携推進事業に取り組んでいるところでございます。

本年度の事業内容としましては、市内の現状を把握するためのアンケートの調査を実施しております。そして、医師会を初め、医療、介護など関係職種同士の顔の見える関係の構築と事業内容を検討するため、管理者レベルと実務者レベルの推進協議会を設置してまいります。

また、市民の皆様、医療、介護関係者の方々の理解を深めることを目的に、在宅医療、介護に関するシンポジウムや研修会を開催することとしております。これらの事業の実施により、常陸太田市における在宅医療、介護連携のための土台作りを進めているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 産業部長。

〔榎村浩治産業部長 登壇〕

○榎村浩治産業部長 本市の商工業者についてのうち、人口減少などや市民の消費動向の多様化などによる商業者の現状と方向性につきましてご答弁を申し上げます。

まず、本市商業者の現状分析についてでございますが、商業統計の調査結果によれば、平成16年6月1日現在の商業者数は、卸売業95社、小売業581社、合計676社でございましたが、平成24年2月1日現在の経済センサスの調査結果によれば、商業者数は卸売業59社、小売業365社、合計424社でございます。ここ8年間において、卸売業36社、小売業216社、合計252社が減少している状況でございます。

また、年間商品販売額につきましては、平成16年6月1日現在が537億5,727万円に対し、平成24年2月1日現在では341億1,500万円となり、196億4,227万円の減少となっており、ただいま議員ご指摘のとおり大変厳しい状況でございます。

また、過去8年間の商工会の退会者でございますが、退会者441事業者のうち約3割に当たる139事業者が商業者でございます。そのうち約9割の120事業者が廃業による退会であることを踏まえますと、商業者数が減少している主な原因は、業績不振や後継者不足などによる廃

業であり、年間販売額の減少につきましては、近隣市町村の大型店舗の台頭、本市商業者の減少に加え、東日本大震災による風評被害などによるものと捉えております。

続きまして、高齢者の絶対数の減少による商業者の事業状況は厳しくなるとの予測に対する本市の考えについてでございますが、茨城県広域消費動向調査結果報告書によると本市内の買い物依存率は1978年の調査時には50%を超えておりましたが、1994年においては、旧常陸太田地区は35%、水府地区は50%を超えていたものの、金砂郷地区及び里美地区は50%以下の状況でございます。

また、平成23年度に本市にて実施いたしました高齢者ニーズフォローアップ調査結果によると、高齢者の約9割が近所の商店や市内の商店にて買い物をしている状況にあり、買い物依存率と本市市内の商業者の減少を踏まえますと、生産年齢層における本市への買い物依存率が低い傾向にあると推測できることから、ただいまの議員のご指摘のとおり、今後高齢者の絶対数の減少により、本市商業者における状況がさらに厳しくなるものと認識しているところでございます。

生産年齢層における本市への買い物依存率が低い理由といたしましては、昨今のニーズの多様化、モータリゼーションや道路交通網の整備による商圈の変化、そして近隣市町村における大規模ショッピングモールの台頭、そして情報通信網の発展に伴うインターネットショッピングなど購入方法の多様化などによるものと推測しております。

このような厳しい経済状況に対処するため、商工業者の取り巻く状況の把握に努め、市商工会とこれまで以上に連携を図り、経営改善指導などに加え本市創業者の振興となる支援策を講ずる必要があると考えております。

続きまして、プレミアム付商品券の状況についてでございますが、東日本大震災以降低迷する消費需要を喚起し、個人消費を拡大することにより震災復興、地域商工業の活性化を図ることを目的といたしましてプレミアム付商品券について支援をしてまいりましたが、平成23年度の発売より本年度の販売において売り切れ期間が大幅に短くなるなど、市民の皆様は徐々に浸透しつつある傾向にあると認識しております。

また、購入者数につきましては、平成23年度の4,280人に対し、本年平成25年度には3,713人となり、1人当たりの購入単価が上昇している状況でございます。また、市が補助しておりますプレミアム分が消費に回ることや、大型店舗での利用制限により中小商工業者への利用を促すこととなるため、一定の経済効果があったものと認識しております。

来年4月から実施されます消費税の増税により、消費の押し込みが懸念されており、さらに商工業者の経営状況が厳しくなるものと予想されることから、今後プレミアム付商品券の継続など、市内商工業者への支援につきましては、商工会と連携を図りながら引き続き検討してまいります。

○後藤守議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） ただいまは詳細にわたるご丁寧な説明をいただきありがとうございます。2回目の質問をいたします。

1番目の人口減少に伴う地域コミュニティの機能をいかに維持するかという質問、その1番目

の人口減少の将来予測についてなんですが、これは質問ではなくてお願いですけども、私個人が2年くらい前に、こういう形で常陸太田市の人口動態を自分なりに分析いたしました。そして10年後の常陸太田市は、60歳以上の人口が50%を超えてしまうということで市民にお知らせをいたしました。それからもう2年たっているわけですから、あと8年後には60歳以上——これは高齢化率ではございませんが、これが半数以上になる「準限界自治体」と申しますか、そういう自治体になるということだと思っております。

先ほど部長からのご答弁にありましたように、5年後、10年後、常陸太田がどのような形になるのかというのは、これは行政の事業を進める上で大切な要素だと考えます。ですから、市の職員の皆さんの英知を集めればそんなに難しい問題ではなく、地域別、世代別、人口流出状況の5年後、10年後の人口動態の分析は、現在でも行えると私は考えております。そして地域や世代別実態に即したきめ細かな行政施策を行い、ぜひとも人口減少に歯止めをかけていただきたいと思っております。これはよろしくお願いたします。

また2番目、3番目、4番目の限界集落に対する対策であります。常陸太田市の現状からして、そして今後を予測して「限界町内」をなくすことは難しいのではないかと考えております。厳しい見方をすれば、もう限界集落になって、極端に言えば、あと何年か後にはコミュニティが活動できなくて消滅する町内が常陸太田市には現出してくるといっても過言ではない、そういう見方もできるかなと考えます。

けれども私は、限界町内をなくすのではなくて限界町内に住んでいる人に対して市はどのようなコミュニティ機能の仕組みを提案できるか、そして常陸太田市民としての安全・安心を担保とした行政サービスをこれからも提供し続けられるのかと、そういうことだと私は考えています。

改めてお願いをいたしますが、各部門にわたって詳細なご答弁があったように、細かい対応を現在でもしているということでございますが、それをもっと現実に即して、そしてその中で変えるものは変えて新たな施策を行っていくことが大切なのではないかと思えます。それにはやはり、今後人口減少によって予見されるであろうことをいち早く取り入れた常陸太田市スタイルを確立して、仕組みや施策を実行に移していただきたいと考えております。

人口減少問題については、最後に常陸太田市をあげる責任者として市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 人口減少に対してはできるだけ抑制していきたいということで、これまでも行政執行をしてまいりました。その中の大きな目玉といたしましては、子育て支援に対する財政的な支援等々でございます。

先ほど議員のご発言の中で、常陸大宮市あるいは那珂市との比較においてのお話があったので、今申し上げました2市よりもなぜ常陸太田市の人口減少が早く進んでいるか、結果論から言いまして、1つには毎度申し上げておりますけれども、若い人たち——労働人口と称される人たちの働く場所が極めて少ないことが大きな要因となっているところでございます。

具体的に数字で申し上げたいと思いますが、国勢調査が5年ごとに行われますけれども、その中で常陸太田市の働く場所の確保という観点から製品の、いわゆる工業製品、第二次産業と申しますか、製品の出荷高を見てもみますと、常陸太田市は年間426億円強の状況でございます。これに対し常陸大宮には、ご案内のとおり水戸北部工業団地が早くからございます。そこを中心とした製品の出荷高が902億円、常陸太田市の倍以上になっている状況です。

あわせて商品の販売額等々で見てもみますと、これは平成19年のデータでございますが、常陸太田市は510億円、先ほどの産業部長の答弁の数字と年次が若干違いますので数字は合わないかもしれませんが、比較の上で510億円、そして常陸大宮の商品の販売高が750億円、それから、那珂市の商品販売高が765億円ということで、この製品出荷高、さらには商品販売額等においては、当市をはるかに上回っている状況にあります。

ということは裏を返しますと、この第二次産業、第三次産業の場で働く雇用の場が当市よりも大きいということが背景としてあるわけでございます。これらに対しこれまでも企業誘致等々進めてきた理由としては、そういうことを申し上げることができるところでございます。

ちなみに、なぜ常陸太田市の商品販売額が少ないかということを考えましたときに、那珂市、常陸大宮市はそれぞれ国道349号の沿線、あるいは118号のバイパス沿いに比較的大型の商業施設が立地しているのはご案内のとおりでございます。

比較しまして常陸太田市は、349号、バイパス沿いに大型商業施設等々の進出ができていない、そのことは大きな要因と言えらると思っております。なぜそうなったか、1つには里川西部圃場整備事業の換地等にかかわる問題で12年間の農地転用の凍結がなされてきたことが、結果からではございますけれども、非常に大きなマイナス要因として働いたことだと思っております。

これらを踏まえまして、従来からやっております子育て支援に加えて、なお一層商工業等を中心とした企業の誘致を進め、若い人たちの働く場の確保を進めていく必要があると思っております。

ちなみに、先ほど人口減少を単月で毎月毎月ご報告をさせていただいておりますが、12月1日現在の人口の動態がわかっておりまして、まだ新聞報道しておりませんが、5年ぶりに11月単月での人口減少がプラスマイナスゼロになったところでございます。これがこれまでの人口減少抑制策の効果だと即思えないと認識しておりますけれども、こういうことを続けながら地道に人口減少対策を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。

私も3月議会のときに、子育て支援の事業は県内に先駆けてやってすばらしいことだなど。しかしこれはやはりカンフル剤的な要素でありまして、ぜひともそれが着実に根づくような、そして町に勢いを取り戻すような対策をこれからもぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

次に、本市の商工行政の質問であります。この質問を私が考えたのは、12月1日に町内の

研修会があって、町内会長を初め協議委員さん——町内によっては運営委員さんというのかもしれませんが、9名と話をしたときに、つくば市にできた会員制のアメリカ資本の量販店の話になったんです。そこで9名のうち2名のご家族が埼玉県三郷市の量販店に2カ月に1度の割合で出かけて行って生活用品や生鮮食品を買っているという話を聞いたとき、高速を使ってガソリン代までかけて、1回行くと四、五万円のお金を使ってくるという話を聞いたときに、これは私の想像を超える消費動向になっているなという驚き、それと同時に本市の商業に対する危機感を私自身が持ったんです。

そして、これらのアメリカ資本のスーパーがひたちなか市に進出してくる、また、那珂市には大手量販店のメガアミューズメントストアといいますか、そういうふうなものが進出してくる。今、流通業というのは大変大きな転換期を迎えているなという思いを強く持っておりまして、これでは常陸太田市の商業者の売り上げは大変な状況になっているのだろうと考えました。現実には、先ほど部長よりご答弁いただいた1番目の実績は、やはり深刻な状況であることは理解いたしました。市も商工会などと連携を図って状況分析をしっかり行っていただけるということでありますから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の高齢者の消費をどう確保していくかということについて、現在のところでもよろしいんですが、もっと詳しいお考えがあればお聞きしたいと考えているんですが、よろしくお願ひします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 高齢者の買い物対策につきましてでございますけれども、高齢者のニーズフォローアップの調査でもわかりますように、高齢者の方の買い物を見てみますと近所で買うのが多いように回答されております。また、家族の人に買い物を頼むという状況で、いわゆる買い物難民といいますか、買い物がなかなか大変だと、困難だということがございます。

そういうことを考えますと、先ほど担当部長のほうからも答弁させていただきましたように、市内の宅配サービス事業は民間事業者が進んでおるとい状況がございまして、これらのことを考えますと、今後の対策としましては、民間事業者の宅配サービスとの連携の可能性を模索しながら検討していくことが必要だと考えております。あわせまして、今後民間事業者、そして商工会ともさらに連携を図り進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。1点だけ今の答弁で、一般の品物は大丈夫ですが、今よくガソリンスタンドの危機といいますか、過疎のガソリンスタンドの過疎化といいますか廃業という形で、燃料に関しては今言ったような宅配というのは非常に難しいです。ですから、一般の生活物資等はそれで充足できるのかなと考えますが、地域のガソリンスタンドをなくさないような施策も、ぜひとも商工会などと協議してやっていただきたいなと改めてお願ひをしておきます。よろしくお願ひします。

3番目のプレミアム付商品券の問題は、私は現在のところこの施策より有効な商業振興策は本

市ではないのかなという思いであります。先ほどのご答弁でもありましたものですから、商工会との連携でこの事業の拡大を期待いたします。ぜひよろしく願いいたします。それからもっと膨らませて拡大した予算取りもお願いしたいなど。来年は合併10年ですから、合併10年に向けての予算取りもお願いしたいなど考えます。

最後に私、人口減少の所見を述べさせていただきたいと思うんですが、今年3月に国立社会保障・人口問題研究所が、日本の地域別将来推計人口を出しました。この中で日本の人口減少が本格化し加速度的に進行していくことを明白にして、集落が消滅するということが具体的に2040年を基準にして出しております。限界自治体が生まれていることに対しても警鐘を鳴らしております。

私たちが住む常陸太田市は、茨城県の中でも加速度的に人口減少が進捗する自治体だと私は認識しております。ただ残念なことに、市民の中には「全国でもそうだから、常陸太田市も少子・高齢化は当たり前なんだよな」ぐらいの認識しか持っていないのかなという感じがいたします。

常陸太田市は先ほども申し上げましたように、少子化でなおかつ高齢者人口が減少する絶対人口減少の自治体になっていると。なおかつ限界集落があると。人口減少が及ぼす社会的環境変化や行政環境の変化が迫っていることにはまだ気づいていません。人口減少の怖さを理解していないというふうに思います。

人口減少という近未来の危機に立ち向かうには、みんなが——これは市民、執行部、私たちもそうでしょうが、事実を直視して危機感を共有するところから始めなければいけないと、いろいろな方が申しております。厳しい将来予測をして冷静に受けとめつつ一刻も早く……、一刻も早くというのは先ほど市長がご答弁されたように、雇用する、そういうような就業人口を増やすということもあるのかもしれませんが、行政自体も一刻も早く有効な対策を講じていかなければいけないと考えております。執行部の皆さんのこれからのご奮闘を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

まず、安倍自公政権は12月6日、秘密保護法案を衆議院に引き続き参議院でも強行採決を行いました。この秘密保護法案については、日本弁護士会、あるいは文化人、憲法学者など多くの国民の反対の声がありました。そうした反対の声に背を向けて、数の力による暴挙は許せないことだと思えます。

「秘密保護法」は国民主権の原則に反しているのはもとより、国民を重罰で脅かす基本的人権の侵害の点でも国家安全保障会議の設置と一体で、戦争する国を目指す平和主義の侵害でも憲法の諸原則を破壊する最悪の違憲立法です。国民の知る権利を侵害し、国民の運動を敵視する「秘密保護法」の成立に抗議し、撤廃を求める新たな行動が全国各地で始まっております。

安倍政権の暴走はとどまることを知りません。消費税増税、原発再稼働、憲法9条の改定、TPP問題、米軍基地問題など、安倍内閣の暴走の具体化の一步一步が国民の間での矛盾を深め、

あらゆる分野でそれが吹き出し、政治の激動的局面が起こることは避けられないと考えます。日本共産党は安倍政権の暴走と正面から対決し、どんな問題でも国民の立場に立った建設的な対案を示すとともに、国民との協働を広げて国の悪政から市民を守る立場で奮闘する決意です。

最初に、消費税増税から市民生活を守ることについて質問いたします。

安倍首相は、来年4月に消費税率を8%に増税する意思を表明しました。来年度の税率を3%引き上げるだけでも8兆円を超える史上最大の大増税で、所得が大きく減っている国民から8兆円も奪い、その一方で270兆円にも及ぶ巨額の内部留保を抱える大企業に減税をばらまくのは道理のかけらもないと思います。

とりわけ所得税の復興増税は25年間続けるのに対して、法人税の復興増税はわずか3年間の増税さえ1年前倒しで中止してしまうことへの怒りの声が、被災地はもとより多くの国民から上がっていることは当然です。しかもサラリーマンの年収が1997年比——これは消費税が5%に上がったときですけれども、そのときに55万円も減少し、年収200万円以下の勤労者が1,000万人を超え、赤字の中小企業が73%にも達する中での増税でした。

1997年に消費税を3%から5%に増税した際には、国民の所得は着実に増え続けていました。増税に先立つ1990年から1997年にかけて、労働者の平均年収は50万円増えておりました。それでも2%の消費税増税を含む9兆円の負担増によって家計の底が抜け、大不況の引き金を引く結果となったわけです。景気悪化による税収の落ち込みと景気対策のための財政支出によって国・地方の借金がわずか4年間で200兆円も膨らむという財政の大破綻を招きました。

国民の暮らしと営業が長期にわたって痛手を受けているもとの、史上空前の大増税で所得を奪い取ったらどうなるか。それは国民の暮らしと営業を破壊するだけでなく日本経済をさらに冷え込ませ、財政も立ち行かなくなることは明らかではないでしょうか。4月からの消費税増税は中止し、本末転倒の大企業優遇はやめるべきです。そこで3点伺います。

1点目は、増税による市内経済への影響について。2点目は、市民生活への影響について。3点目は、市民が東日本大震災と原発事故被災から立ち上がろうとしているとき、また雇用の不安、年金の引き下げ、こうした中で多くの市民が消費税増税は中止に、こうした声に応じて、市長が消費税増税に反対を表明することを求めます。市長のご見解を伺います。

2番目に、住宅リフォーム助成制度の復活について伺います。

1点目は、大震災被害対策支援制度の今後の方針について伺います。東日本大震災後、それまで実施していた住宅リフォーム助成制度にかえて、本市独自で大震災被害対策支援制度を実施しておりますけれども、年度切りかえということもあり、この制度の今後の方針について伺います。

2点目は、住宅リフォーム助成制度の復活について伺います。大震災被害対策支援制度がなくなった場合、住宅リフォーム助成制度を復活させてほしいと思いますけれども、ご見解を伺います。

3番目に、受ける人も支える人も安心できる介護保険制度の確立について伺います。

2000年に始まった介護保険、本来なら高齢化が進む中で介護保険制度は国の責任で充実させるべきです。しかし3年ごとの介護報酬改定や2005年と2011年に法改正で次々と改悪

されてきました。

これまでの経過をたどってみますと、2005年改悪で何が行われたか、予防給付といって2005年4月から要支援1，要支援2に分け介護予防サービスとし、要支援や要介護1からベッド取り上げが行われました。2005年10月からは施設サービスについての部屋代，食事代，デイサービスの食事代が自己負担になりました。さらに生活援助は，家族と同居していたら利用できないとか，日常生活に必要なことに限定するとか，病院内の介助はだめとか，給付を厳しくしたわけです。

2011年の改悪では，効率化，重点化を見据えて地域包括ケアシステムの構築へ向けた24時間対応の定期巡回，臨時対応型訪問介護看護などの新たなサービスや，財源は介護保険ですが，内容は区市町村の裁量で行う介護予防日常生活支援総合事業が創設されました。

3年ごとの介護報酬改定でも国庫負担の介護職員処遇改善交付金を廃止して，介護報酬の加算にしたり，生活支援のヘルパーの時間短縮など，負担増や給付削減が行われてきました。これらによって介護保険料が上がり，利用者の負担は増えたのに，例えば特別養護老人ホームにはなかなか入れない，同居の家族がいれば生活支援サービスがなかなか受けられない，「保険あって介護なし」，この状況がますますひどくなってきております。

ところが今度の改正，介護保険制度の見直しの内容が報道されてきて，関係者の衝撃となったことは，要支援者からの介護保険給付の取り上げです。9月4日の介護保険部会に厚労省が示した案は，1つは要支援者1，2の人に介護保険が実施している予防給付は段階的に廃止し，市町村が行う地域支援事業に移しかえる。2点目に，提供されるサービスは全国一律の種類，内容，運営基準，単価等によるものではなく，内容，料金設定など市町村の裁量で決める。3点目，担い手はボランティア，NPO，民間企業，社会法人などを効率的に活用する，こういったものです。ほかにもたくさんありますけれども，時間の関係で省きます。

要支援1，2，これは全国で154万人の人たちがいます。こうした方々の保険給付外しは自立支援どころか，軽度者とはいえ日常生活に支障があってサービスが受けられなくなれば，要支援から要介護へと重症化するおそれも指摘されております。何よりも援助がなければ生活が成り立たない高齢者の生きる権利，命綱を取り上げるものです。重症化で介護度が上がれば，より多くのサービスが必要となり，介護費用はさらに増大，むしろ介護財政の負担は増えます。このような矛盾だらけの軽度者切り捨てはすべきではありません。

最初に，要支援者の保険給付について，1点目は利用実績見通しについて伺います。2点目は，厚生労働省が打ち出した要支援者の訪問介護，通所介護を介護保険制度から外して新しい地域支援事業に移行させる方針ですが，本市では何人の人がサービスから外され移管させられるのか伺います。

次に，国の動向と市の対応について伺います。1点目は，要支援者の保険給付を外された人たちへのサービスは市町村へと委ねられますが，本市としてその対応が十分にできる見通しがあるのかどうか，どのように検討されているのか伺います。2点目は，それぞれ在宅では生活できない，やむを得ない事情を抱えている要介護者の特別養護老人ホームからの締め出しは，生活の場

を失う大量の難民を生み出すこととなります。特別養護老人ホーム入所の介護1, 2の入所者の廃止後の対応について伺います。

4番目に、公共施設への磁気ループの設置について伺います。

難聴になりますと、家族の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や講演会や音楽会など、文化的活動からもだんだん遠ざかる傾向にあります。引きこもりがちになるようです。認知症につながることも心配されております。難聴者が補聴器を使っても騒音のある場所や大勢の人が集まる場所では音声を正確に聞き取ることが大変難しく困難な場合もあるようです。

日本は一人ひとりにあった補聴器を利用できるようにする仕組みも十分ではなく、磁気ループのような集団補聴整備の普及も欧米諸国に比べて大きく立ち遅れています。高齢者の方、障害のある方などの難聴者が安心して生活して、自らの意思で自由に移動し、さまざまな活動に躊躇なく参加できる地域社会づくりに向けて、特に公的な場において早急な対応が求められていると思います。その対応について、ハード面、ソフト面双方の観点から、総合的、一体的に支援を行う必要があると思います。

そこで1点目に、難聴者への支援の現状がどのようになっているのかについて伺います。

2点目は磁気ループ活用について伺います。騒音のある場所や大勢の人が集まる場所では、補聴器で音声を正確に聞き取ることが困難のようです。先ほども述べました。こうしたことからだんだん参加したくなくなり、生活の幅が狭くなることにつながっていきます。ところがこうした場所に磁気ループがあれば、磁気誘導コイル付の補聴器で、あるいは専用受信機を使うことで目的の音、声だけを明瞭に聞き取ることができるとされております。

磁気誘導ループシステムですけれども、システムの機材が割安価で購入でき、設備が簡単である利点のほか、雑音を消去し音声が聞きやすいこと、これが大きな特徴です。ヨーロッパでは補聴器が普及して、公共の施設や電車、バスには磁気ループが普及しております。磁気ループは40年以上前に開発されておりますが、日本での活用は進んでおりません。

東京都の場合ですが、東京都では福祉のまちづくり条例の中で、客席を有する1,000平方メートル以上の都市施設の大改修、新築に当たっては、集団補聴システム——磁気ループですけれども、この設置が義務づけられております。客席を有する1,000平方メートル以上といいますと、本市で言えばパルティホールなどが当たると思います。こういったこともありまして、東京では国立新美術館、メルパルクホール、羽田空港などに設置されております。また、台東区では、公共施設での講演会や会議を開く団体に磁気ループの貸し出しを行っております。高齢化が進む中、難聴者にもバリアフリーを進めるため、本市においても難視聴者の方々に質のよい情報ツールとして磁気ループを積極的に活用していくことが有効だと考えます。

今、さまざまな出前講座なども公民館等を利用して行われております。そうした際に携帯型の磁気ループ、持ち運びに便利な——アタッシュケース型ですけれども、こうした使用や市の公共施設への磁気ループの設置を求めますが、ご見解をお伺いいたします。

5番目に学校給食についてです。

現在、自治体として学校給食を無償化したり半額助成、または第3子から無料にするなど助成

する自治体が増加しつつあります。埼玉県滑川町では、2011年度から小中学校の給食費、幼稚園・保育園の給食費も無料にして、さらに医療費も高校卒業まで無料化しておりますが、子どもの出生率も県平均を大きく上回ったと伺っております。本市においても人口減少、少子化対策として、今年度から保育園・幼稚園において第3子以降の給食費を無料にいたしました。

一方、給食費の滞納も大変問題になっているところです。学校給食費の滞納が子どもたちの心にも負担になり、本来楽しいはずの給食の時間が子どもの負担になるようなことは何としてもなくさなければならぬと思います。

少子化の背景には、子育てにお金がかかり過ぎることや雇用不安があり、若い子育て世代に経済的負担が重くのしかかっていることがあります。小中学校でも教育費の負担が増加しています。学校給食は、食育、教育の一環として行われております。義務教育は無償という立場から子育て支援策の柱として、段階的实施も含めて給食費の無料化を求めるものですが、当面、保育園、幼稚園において行われております第3子以降の給食費の無償化を小学校、中学校まで引き上げてほしいと思いますが、ご所見を伺います。

6番目に、小中学校における色覚検査について伺います。

「学校保健法」により小学校で義務づけられていた色覚検査が異常と判別される児童生徒でも大半は学校生活に支障はないという認識のもとに、2003年4月から学校における児童生徒の定期健康診断の必須項目から削除されて10年がたつわけです。検診が義務でなく任意での実施に変更され、現在本市では検査を行っておりませんが配慮が必要となる場合があります。

文科省の色覚に関する指導の資料に、「色の見え方が困難な児童生徒がいることを想定して、正しい知識を持って児童生徒へ接することや、色覚に不安を感じている児童生徒や保護者に対してはプライバシーに配慮しながら学校医による相談の中で個別に指導や検査を行うなど、希望に応じて適切な対応ができる体制を整えていくことが大切である」と掲載されております。色覚検査廃止後の対応についてお伺いをいたします。

もう一点は、色覚検査を再開することについて伺います。小学校で義務づけされていた色覚検査が廃止されて10年がたち、色覚以上の子どもの約半数が異常に気づかないまま、その子どもさんが19歳、あるいは20歳になっているわけです。そういう中で、進学、就職に臨んだときに、中には直前で進路を断念せざるを得ないケースもあることが日本眼科医会の調査で明らかになっております。

色覚の障害がハンデになる職種や色覚により制限される資格もあり、仕事に困難が出るケースもあります。児童生徒が自分の色覚の特性を知り、色覚異常について正しく理解するためにも色覚検査を再開することを検討すべきだと考えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 消費税の増税から市民生活を守ることについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、1点目の増税による市内経済への影響についてでございますが、消費税の引き上げに伴い、買い控えなどによる小売店などの売り上げ減少、あるいは交流人口の減少は本市に限ることではなく、全国的に危惧されているところでございます。

また、市民生活への影響についてでございますが、みずほ総合研究所の試算によりますと、消費税が8%になることによって家計負担は年収300万円世帯で5万7,529円。平均世帯の年収となっている500万円から600万円の世帯におきましては8万7,590円。1,000万円以上の世帯では14万2,147円の負担増になることが試算されているところでございます。

これらのことにより、景気の低迷や家計への負担増が危惧されるところでありますけれども、5日に閣議決定されました経済対策によりますと、設備投資や賃上げを促すための企業減税、中小企業対策、低所得層や高齢者、子育て世代、住宅取得者への現金給付など、消費税増税に向けた対策が盛り込まれているところでございます。本市といたしましても、これらの経済対策に歩調を合わせることによって、消費税増税に伴う景気の低迷や低所得者層への負担増も緩和されていくものと考えております。

3点目の消費税増税に反対を表明することについてでございますが、我が国の国家財政は累積する国債残高、税収の停滞、高齢化社会に対応した社会保障費の増加など危機的状况にございます。現在の社会保障制度を維持し、将来世代に引き継いでいくためには、一定の形で何らかのご負担を求めることはやむを得ないものと考えております。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

[佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇]

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 被害対策支援制度の今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

この支援金につきましては、これまで罹災証明の発行件数及び支援金の申請件数等を見ながら引き続き制度の期間延長が必要と判断をいたしまして、条例規則の改正を行い、現在のところ申請期限は来年3月末日となっております。

震災から2年9カ月が過ぎる中で復旧が進んでいるものと思われ、申請件数が減少している状況ではございますけれども、被災に対する市民生活の支援という目的を踏まえ、制度の延長につきまして検討してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 産業部長。

[樫村浩治産業部長 登壇]

○樫村浩治産業部長 住宅リフォーム助成制度の復活についてのご質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム資金助成事業につきましては、東日本大震災被害対策支援が現在も継続して実施している状況であることから、これまで同様に震災被害対策を最優先にと考えております。

なお、震災被害対策支援に一定のめどが立った際でございますが、市民の皆様の消費動向や市内商工業者の受注状況などを勘案するとともに、既に本市で実施しております木造住宅等建築助成、そして高齢者住宅リフォーム助成との整合性を図るなど、今後の必要性を十分に見きわめた上で検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 要支援者への介護給付についてのご質問にお答えをいたします。

まず、利用実績と見通しでございますが、要支援者数につきましては、平成24年度実績におきまして、要支援1が189人、要支援2が277人の合計466人であります。平成25年度におきましては、直近の数字であります、要支援1が184人、要支援2が264人の合計448人であります。

また、要支援者への介護給付費の平成24年度実績としましては、7,522件で1億3,520万4,743円となっております。1件当たりは1万7,975円となっております。平成25年度の実績見込みにつきましては、7,188件で1億3,195万2,458円。1件当たりでは1万8,357円と見込んでおります。

そのうち介護予防、訪問介護につきましては、平成24年度実績で810件、1,400万2,662円。1件当たり1万7,287円。平成25年度の実績見込みでは、687件、1,149万3,963円。1件当たりになりますと1万6,682円となっております。

介護予防、通所介護につきましては、平成24年度実績で1,059件、4,270万4,636円。1件当たり4万3,255円となっております。平成25年度見込みですが、1,363件、4,719万3,446円。1件当たりになりますと3万4,675円となっております。

次に、訪問介護と通所介護の移管についてのご質問でございます。11月27日に開催されました厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護制度の見直しに関する意見の素案がまとめられたところであります。その中の地域支援事業の見直しに合わせました予防給付の見直しにおきまして、予防給付のうち訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じ効果的かつ効率的にサービスの提供ができるように地域支援事業の形式にされたところでございます。

制度改正により、市町村に移行される訪問介護、通所介護の事業の内容につきましては、サービスの質を一定程度担保できるようにするため国が基準となる指針を策定し、市町村の事業の円滑な実施を推進していくこととされております。

また、財源につきましても、これまでと同じく1号保険料、2号保険料、国・都道府県・市町村により負担することとされております。また、現時点での素案であり、詳細が決まっていない状況であることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、要支援認定者の保険給付の廃止について、廃止後の支援をどう検討されるのかとこのことでございますが、先ほどの質問でお答え申し上げましたが、要支援者に対しての訪問介護、通所介護につきましては、現時点での素案では保険給付費から地域支援事業へ移行されることとなっております。また、12月20日に開催が予定されている社会保障審議会介護保険部会において、さらに内容が検討され詳細が示されるものと思われまますので、制度改正の詳細が明らかになり次第、検討を進めていきたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの介護1，2の入所者の廃止後の対応についてのご質問でございますが、特別養護老人ホームへの入所基準につきましても、今回の介護保険制度改正として取り上げられているところでございます。入所基準が要介護3以上とされるとの報道ではありましたが、その後さまざまな意見が出されまして、現在検討が続けられております。

現時点におきましては、要介護1，2の認定者であっても、やむを得ない事情により特養以外の生活が困難であると認められる場合には、特例的に入所を認めることや既に入所されている方が制度見直し後に要介護1，2に改善された場合であっても、継続入所を可能とする経過措置を置くなどの対応が検討されているところでございます。

続きまして、公共施設への磁気ループの設置についてのご質問にお答えをいたします。

まず、難聴者支援の現状についてでございますが、本市の難聴者の数につきましてははっきりと調査したものが現在ございませんので、どれぐらいの数の方がいらっしゃるのかつかんではおりません。一般社団法人日本補聴器工業会が平成24年に調査した資料によると、難聴者率は10.9%、そのうち補聴器を使用している人の割合が14.1%であるという結果が出ておりますので、本市の人口に換算いたしますと、難聴者数は6,143人、そのうち補聴器を使用している人は866人と推測されます。

磁気ループにつきましては、県の福祉大会など大きな大会、集会では、磁気ループ席を設けまして難聴者への支援を図っているのを目にする機会がございますし、東京での取り組みについては承知しているところでございます。本市では公共施設に磁気ループの設置、配置をしている実績はございません。

なお、磁気ループ活用についてでございますが、高齢化社会が進む中、難聴者の増加が予想され、難聴者の社会参加と情報を得やすい環境づくりを推進するためには、磁気ループの活用も1つの手段と考えておりますが、一方でこの磁気ループについては、補聴器全機種に対応できないという点や、補聴器を使っている一人ひとりの聞こえ方に合わせた磁気ループの音量を調整することがなかなか難しいという点、また、送信者だけの音声しか拾えなくなってしまうために、会議など多数の方とコミュニケーションを図る際には適さない点など課題も多くあると聞いておりますので、今後研究、検討をしてみたいと考えております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校給食への助成無償化についてのご質問にお答えをいたします。

学校給食の経費につきましては、「学校給食法」第11条第2項により、施設及び設備に必要な経費及び運営に要する経費以外の費用について、児童生徒の保護者が負担することとなっております。

保護者より徴収している給食費につきましては、賄い材料費に相当する経費といたしまして、月額、小学生4,100円、中学生4,400円を負担していただいているところでございますが、本市の学校給食においては、地産地消や少子化対策の観点から、給食費の一部について公費助成を行っております。学校給食に常陸太田市産コシヒカリ米や地元野菜等を給食食材に使用するために、市

場価格との価格差分約780万円を助成しており、地産地消による魅力ある給食の提供に努めております。

また、少子化対策といたしまして、今年度から3人目以降の私立幼稚園児について給食費を無料としております。人数で82人分、金額では約378万円となります。なお、来年度には消費税が8%になることから食材費の値上げが見込まれるため、来年度の給食費の値上げについて検討してまいりましたが、少子化対策の一環として来年度の給食費は引き上げないこととしたいと思っております。

給食費の無償化につきましては、ただいま申し上げましたような助成を行いながら、「学校給食法」に基づき受益者負担の原則から、引き続き保護者負担としてまいりたいと考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、小中学校における色覚検査についてのご質問にお答えいたします。

初めに、色覚検査廃止後の対応についてお答えいたします。学校における色覚検査は、従来小学校4年生時に一斉に実施しておりましたが、平成14年の「学校保険法」施行規則の改正以降、学校においては色覚検査を実施しておりません。また、この改正では色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うとされておりますが、市内の小中学校前項について、ここ数年の状況を調べた限りでは個別に検査を行った例はございません。

次に、色覚検査の再開についてのご質問にお答えいたします。色覚検査は色覚異常の児童生徒がいる場合においても、教職員が色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において適切な指導や配慮を行うことにより、大半は支障なく学校生活を送ることが可能となってきたことなどを理由に廃止に至った経緯がございます。

平成14年の「学校保健法」施行規則の改正から11年がたち、色覚検査を受けることなく就職や進学年代に達した皆さんが、進路を決める時点で初めて自分の色覚異常を知り、進路変更を余儀なくされた例なども報道されております。このような状況から検査が廃止になった背景や経緯を踏まえるとともに、児童生徒のプライバシーの保護にも十分に配慮しながら、今後児童生徒及び保護者に対して色覚以上や色覚検査について周知するとともに、同意や希望があれば個別の検査、あるいは病院での診察を進めることができるように今後進めてまいります。

○後藤守議長 宇野議員。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番(宇野隆子議員) 再質問を行います。

1項目めの消費税増税から市民生活を守ることにについて、市長から答弁をいただきました。国は低所得者への現金給付なども含めて小手先といいますか、私はそう思うんですけれども、そういったやり方で、結局消費税は5%から8%にするわけで、これは大きな負担になると、先ほども一般質問の中で申し上げました。

1997年——16年前に3%から5%にしたときにも大きく景気が後退したと、その時点から今までずっと後退しているわけです。そういう冷え込んだ中でまた3%プラスして8%にする

というのは、これは大変なことだと思っんです。

市長もお答えされましたように、年収300万円以下で5万6,000円ほどの負担増になるわけで、給料が上がらない中、また雇用の不安、商業も財布が暖まらなければ売り上げも伸びませんけれども、そういった中では本当に家計の底が抜けると。本市においても複合交流拠点施設の計画を初めとして交流人口をとという中で、8%に増税というのは大きく影響してくると思っます。

今後、一般会計にかかわる中で、住宅の家賃、あるいは駐車場の使用料とか、体育館その他施設の使用料等には転嫁するべきではないと思っますけれども、このあたりで公共料金の負担が増えるのかどうか、1点伺いたたいと思っます。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 先ほど申し上げましたとおり、マイナスサイドのことだけではなしに、一番消費税の引き上げの中で肝心なところは、社会保障制度をいかに維持していくかという点にあると思っしております。今ご案内のとおり、年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられ、そして65歳までの間は再雇用制度が義務づけられてきている状況にあります。これは年金を支給するための財源が枯渇しているということが背景にあるわけですし、特に高齢化社会に向けてそういう保障制度を維持していくことは必要だと思っしております。

なお、そのような観点から、消費税増税に関しては基本的にそれぞれの受益者負担に転嫁するという方針でやっていきたいと思っしております。ただ、先ほどの子どもたちの給食費につきましては、教育長答弁もございましたとおり据え置きを検討しているという状況でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 社会保障の維持・継続が大事だということでもありますけれども、今この社会保障制度が本当に大きく破壊されようとしているという中で、消費税で社会保障を充実させるんだというのは、政府の言いわけだと思っんです。一般会計で「消費税法」第60条では、課税は免除されているわけです。公共料金に転嫁しないで市民の負担軽減を図ると、私はこのことが大事なことだと思っますけれども、そうしますと、先ほどの市長答弁では公共料金は引き上げられるというようなことなのでしょう。再度確認いたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 全体の公共料金についてどうしようかということは、まだ最終結論には至っておりませんが、例えば上下水道の使用料ですとか、そういうものについては消費税を転嫁していく考えでございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 一般会計については、公共料金への転嫁は行わないでほしいと要望させていただきます。

介護保険制度ですけれども、本当に今回の介護保険制度は大きくさま変わりすると、国が市町村に丸投げと言っていいほどなわけです。1つは要支援1、2の人が、これまで自立支援ということで地域支援事業の中でやっていましたけれども、その自立支援の地域支援事業と今度1、2になる保険給付から外される人を一本化するということで、決定している部分もありますけれども

も、私は4点聞きたいと思います。

地域経済支援事業の財源は、介護保険給付見込み額の3%から4%以内というように上限があります。厚労省はこの上限の見直しを検討するというだけで、引き上げを明言していないと。ですから、例えば一本化すると、その財源の上限を最低でも8%程度まで大幅に引き上げなければこれまでどおりのサービスができないと。そうなれば要支援者へのサービスが一気に切り捨てられるということになるわけです。要介護、要支援の認定を受ける人は増えているわけでありまして、先ほども人数を出していただきましたけれども、中でも軽度の認定者数の増が大きいわけです。そういう中では、やはり地域支援事業そのものの財源の上限を大きく引き上げさせるということも要望していく必要があると思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 確かに議員さんがおっしゃるように、システムの変更ということでありまして。私どもが確認しております内容といたしましては、要支援者の取り扱いのところがクローズアップされております。ここについては今まで全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護が地域支援事業に移行するという事で、サービスの幅を増やすという内容でございます。既存のサービスに加えて多様なサービスが提供されるということでありまして、そういう意味では利用者側がリハビリ等を含めて多様なサービスが選択できるようになるシステムの変更ということと了解していることとあります。

なお、財源についてであります。基本的に財源の配分については大幅な変更はないものということで承知しているところであります。ただ該当者が、要するに要支援者等が増えることによる予算の拡大については、対象者の増に伴って増加していくものと考えているところであります。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) まだまだ自治体においてくる制度が不透明な部分もありますけれども、さらに3点伺いたいと思います。

市町村の判断、あるいは市町村任せというようなことで、3点挙げたいと思うんですが、保険給付には全国一律の運営、人員の基準がありますけれども、地域支援事業にはないわけです。研修を受けたホームヘルパーによる生活援助をボランティアによる支援とか、あるいは民間企業による宅配弁当に置きかえ、費用を削減するというようなことも懸念されておりますけれども、これはこのサービス水準の切り下げが自治体によって可能になるわけです。そういう基準が取り払われるということで、その点についてどのように対応されていきたいとお考えですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 議員さんが懸念されていることについては心配のところだとは思いますが、現実的に現場で対応する中では、基本的には現行の水準を保ちつつ、そういう意味では利用者の利用の幅の拡大に目を向けた対応をしていきたいと考えているところでございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) サービスの種類とか内容は今12種類ありますけれども、これも市

町村によってその種類を少なくしてもいいと、これも市町村任せになってくるわけですが、この点については今のところどんなふうにお考えですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 現行の水準を維持していきたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) もう一点、利用料ですが、これも市町村に任せるということになっております。今は1割負担で9割が介護保険給付になっていきますけれども、これを2割にするとか、市町村に任せるといふことになると、利用料を負担増にすることもできるというようなことで、国が責任放棄して市町村に押しつけているわけですが、利用料についての1割は堅持できますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 長期にわたっての状況につきましては、今後の介護保険利用者の問題、それから予算、相対的な問題ということで変化が出てくることはあろうかと思いますが、当面現状の中では他の保険給付者、介護保険利用者と同等の負担の中で対応できるように努力していきたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 長野県の諏訪中央病院名誉院長、鎌田實さんは皆さんもご存じで、テレビなどでもよく出ていますけれども、この前私どもの新聞「赤旗」に登場していただきまして、介護保険の改定に向けてこのように述べております。

「安倍政権がやろうとしている介護保険改革は、認知症を進行させないためにも専門的な知識が必要なのに、費用の削減を市町村にやらせ、現場の意欲をそぐ下品な政策だと思う。この10年間で雇用が増えたのは医療と介護の領域です。230万人以上増えた。働いて収入を得て税金を払い、消費をし、結婚して子どもを産み育てることで社会は成り立ちます。介護や看護の専門家が生き生きとしてゆとりを持って支えることが大事だ」と。

ですから、支える人も介護を受ける人も安定した中で介護保険制度を運営してほしいと、このことを要望しておきたいと思っております。

それから、学校給食の問題で教育長の答弁漏れがあったわけですが、私立幼稚園も今年度から第3子以降は無料ということで、私は小学校も中学校も第3子以降は無料ということで充実を図っていただけないかと、この質問をいたしましたので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 先ほど答弁の中で漏れてしまったかと思っております。今、幼稚園で給食費の第3子の無料化をやっておりますが、これについて小中学校にも拡充できないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、給食費については受益者負担という原則があって、今の助成を行いながら、私は引き続き保護者に負担していただくことを基本としてまいりますけれども、今後の研究課題とさせていただくということで答弁させていただきました。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 「学校教育法」の中で保護者の負担ではありますがけれども、無償にしてはだめだとか助成してはだめだということはないんです。先ほど埼玉県の場合も出しましたし、茨城県内では大子町などもありますので、ぜひ小学校、中学校への第3子以降の無料も検討していただきたい。

それから磁気ループの設置、これは非常に安価な料金で用意できると。いろいろ検討することもあると思いますけれども、アタッシュケースで持ち運びが便利なので、今日は小目の公民館、今日は太田の公民館ということで、何かあるごとに利用できますので、先ほども答弁の中でありました高齢者の社会参加等を考慮して、まず1台でも購入していただきたいと思います。今後また大変な暮らしになりますけれども、市民生活の向上のためにぜひ執行部におかれましても市民生活の向上を守るという立場で頑張っていただきたいと思います。

一般質問を以上で終わります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 先ほど利用料のところ、他の利用者、保険給付者と同じように対応していきたいということで答弁申し上げましたが、この利用料につきましては、国のほうで利用者の所得の状況により2割の利用料、異なる方も出てくるということでありますので、利用料については訂正させていただきます。

○後藤守議長 次、6番鈴木二郎議員の発言を許します。

〔6番 鈴木二郎議員 登壇〕

○6番（鈴木二郎議員） 6番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

最初に、道路整備事業についてお伺いいたします。

日常生活や産業の振興、交流人口の促進等にとって、道路、橋梁などの整備、維持・管理は極めて重要であります。当市における道路につきましては、県、国、市のご尽力により、その整備充実が図られているところであります。しかしながら、自然災害や耐用年数の経過等により、見直し、改修が必要とされる状況にもあります。このようなことから、道路等の整備事業に関し2点お伺いいたします。

1点目は、国道349号幸久橋の安全性調査確認等についてお伺いいたします。

国道349号久慈川にかかる幸久橋は、幸久地区はもとより、広く市民にとって通勤、通学を初め、地域の農作業等の日常生活に必要不可欠な大変重要な橋であります。通行量も1日に1万2,000台あり、多くの人々に生活道路として定着し利用されているところであります。

今回、橋の安全性調査のため、全面交通止めとしておりますが、この国道349号幸久橋の安全性調査確認について3点お伺いいたします。

1つ目は、橋の安全性の詳細な追加調査確認が必要となった経過、理由、内容状況と今後の予定等についてお伺いいたします。

2つ目は、安全性確認調査のため、点検の結果、詳細な追加調査が必要となり、全面交通止めの期間を延長することになりましたが、点検の結果、追加調査の理由、内容、調査必要期間等に

ついでの情報、市民、地元関係者等への報告、連絡経過等の状況についてお伺いいたします。

3つ目は、幸久橋の全面交通止めにより交通渋滞が発生し、通勤・通学への影響や児童生徒の通学路の変更、さらには細い路地への車が進入するなど、市民の日常生活や安全面においても大きな影響が出ております。行政としても信号機等の見直しを行う等、渋滞を緩和するための対策を講じていただいておりますが、やはり抜本的な改善対策が必要と考えます。幸久橋は地元を初め、市民にとりましては不可欠な非常に重要度の高い橋であることから、橋の安全性の調査、確認中ではございますが、現時点から今後の対応策について検討を進めていくことが大変重要であり、必要と思っておりますが、この点に関してどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、2点目は、市道南部幹線道路の整備進捗状況についてお伺いいたします。

市道南部幹線道路は県道下土木内常陸太田線と市道0120号線（磯部天神林線）からなり、市の南部地区から日立地区、高速道路へのアクセス道路として、また、市外からの交流人口を促進する道路として大変重要であります。このようなことから道路の早期整備が強く望まれるところでもあります。この南部幹線道路のうち、市道部分の0120号線（磯部天神林線）の進捗状況について2点お伺いをいたします。

1つ目は、市道0120号線（磯部天神林線）の直線部分完成に伴い、一時的に供用を開始しましたが、一部未完成部分があり狭隘となっていることと、県道61号線との接続出口地点が未完成のため、完成部分の広い直線道路から急激に狭い道路となることから非常に危険な状況にあります。特に夜間等においては危険性も高くなることから、安全上も市道改良に伴う出口接続部の県道の拡幅と市道未完成部の早期整備が望まれますが、これらの進捗状況についてお伺いをいたします。

2つ目は、JR谷河原駅踏切の拡幅整備計画についてお伺いをいたします。谷河原踏切前後の道路は大変きれいに整備されました。しかしながら踏切部分が拡幅されず、交通の隘路となっております。特に朝夕の通勤通学路ラッシュ時においては、車等の通行量も多く渋滞となり危険な状態にあり、中学生、高校生等の自転車での通学の安全を図る上からも拡幅改善整備が必要な状況にあります。交通渋滞と市民の通行の安全と通学生の安全を確保するために、早期の拡幅を推進していただきたいと考えますが、計画見通しについてお伺いをいたします。

2番目に、農地・水保全管理事業についてお伺いいたします。

常陸太田市の基幹産業である農業の現状は、高齢化による担い手不足や後継者減少により、耕作放棄地の増加や集落機能が低下するなどによって、農地や農業用水等の農業資源の適切な保全管理が困難な状況になりつつあります。このため農道に穴が開き、草が繁茂し、水路はひびが入り水漏れが発生していることが散見される現状にあります。すなわち農業用道路や用水及び排水路の老朽化、損傷が発生し、農業経営上大きな問題となりつつあります。これら農業用資源の維持、保全を推進していくことは、農業の振興を図る上で大変重要かつ必要なことではないでしょうか。

このような現状に対応して、地域協働による農地、農業用水等の保全活動に加え、老朽化が進む用水路等の長寿命化のための補修更新、改善や農村の自然環境の景観の保全形成を図っていく

取り組みに対して支援する農水省の農地・水保全管理支払交付金事業が施行されているところがあります。常陸太田市においてもこの事業を鋭意推進されておりますが、この取り組みについて3点お伺いをいたします。

1点目は、事業推進の現状についてお伺いをいたします。農地・水保全管理事業の取り組み、展開、推進地区、組織、対象面積、活動内容、支払交付金等の現状と実績についてお伺いをいたします。

2点目は、事業の取り組みによる成果等の検証状況についてお伺いをいたします。

3点目は、今後の事業推進の取り組みについてお伺いをいたします。農地・水保全管理事業は、農業用資源の維持と農業環境保全を推進する上で大変重要であり、実績を踏まえて地域の理解、事業の拡大や充実等が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

〔鈴木典夫建設部長 登壇〕

○鈴木典夫建設部長 まず、道路整備事業について、国道349号幸久橋の安全性確認についてお答えいたします。

初めに、橋の安全性調査の経過についてでございます。去る11月21日に、市議会の産業建設委員会におきまして幸久橋の現地調査をした際、私も同席いたしましたが、常陸太田工事事務所の道路管理課長から詳細な説明を受けております。

説明内容でございますが、全面通行止めをして橋梁の点検を行い、新しいひび割れが数カ所確認され、追加調査として橋全体のひび割れ状況、橋梁コンクリートの強度確認、狭小面の老朽化状況を確認し、その後、耐荷力を確認するための上部工の載荷試験、橋脚の鉄筋検査、地質調査、耐荷力解析を行い安全性の結論を出す予定で、その期間を来年の2月ごろまでとした旨の説明を受けております。

次に、安全調査に伴う全面通行止めの市民と関係者への報告、連絡対応についてでございます。

議員ご存じのとおり、幸久橋が全面通行止めとなりました10月17日は、本市では市民の皆様へ周知するため、同日防災無線により放送し、市ホームページにも掲載いたしました。また、常陸太田工事事務所では、同日にホームページに掲載されました。

10月19日には、茨城新聞にも掲載されております。

議員の皆様にも配付いたしましたが、追加調査等をするため通行止めを2月ごろまで継続する旨を、常陸太田工事事務所から幸久地区の皆様へ、全面通行止めについてのお知らせ文が11月13日から回覧されております。

11月22日には、茨城新聞に掲載されました。

市のお知らせ版11月25日号の原稿締め切りは過ぎておりましたが、割り込みで全面通行止めの継続についてを掲載し、市民の皆様へ周知ができました。あわせて市のホームページを更新いたしました。また同日に、常陸太田工事事務所のホームページでは、第2報として掲載されま

した。

今後、報告、連絡対応につきましては、県から市民の皆様へ連絡する情報がありましたときには、遅滞なく防災無線、市のホームページ、市のお知らせ版により周知を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の対応の方向性についてでございます。

昨日も申し上げたことと重複いたしますが、現在、県が幸久橋の安全性を確認中であり、市としましては、その結果を受けて県と対策を協議してまいります。ただし検討結果が出てから整備方針の検討を始めるのではなく、緊急事態でございますので、今から幾つかのケースを想定し、当市を交えて対策協議を進めていただくよう県に訴えてまいりたいと考えております。

次に、市道南部幹線道路の進捗状況についてお答えいたします。

市道0120号線（磯部天神林線）の県道61号日立笠間線への接続地点の整備計画についてでございます。この区間につきましては、本年度に水郡線より西側の市道部分及び交差点改良に伴う県道日立笠間線部分につきましては、全て用地買収が完了いたしましたので、議員ご指摘の狭小未整備区間の用地協力もいただきましたので、整備工事を追加して本年度内に完成する予定でございます。そして、県道日立笠間線との交差点改良区間の市道約40メートル及び県道部約220メートルの整備工事を来年度に行い、JR谷河原踏切を除いて水郡線から県道61号線、県道日立笠間線の区間につきましては完成する見込みとなりました。

次に、谷河原踏切の拡幅整備計画についてでございます。

この箇所は、谷河原駅のすぐ北で中学生の通学路でもあり、車両や歩行者も通行が危険な状況であります。踏切工事及び鉄道の近接工事の区間につきましては、JRへの委託工事となるため工事協定を結ぶ必要があり、JR東日本水戸支社に平成26年度に踏切の拡幅整備工事を要望しております。これまでの協議では、JRからは支社の管内全域で駅や踏切等の鉄道施設や標識、看板の更新工事があるため、当工事については平成27年度の対応を考えていると、打ち合わせでは回答いただいております。今後、平成27年度に踏切拡幅工事に着手できるよう引き続き協議を重ね、踏切の狭小区間の解消に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 産業部長。

〔樫村浩治産業部長 登壇〕

○樫村浩治産業部長 農地・水保全管理事業についてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、事業の取り組みの現状について、事業推進の現状と実績についてのご質問にお答えをいたします。

当市が取り組んでおります農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、農業者と非農家の方々も含めた自治会、地域の老人会や子ども会など多様な団体が参画する活動組織を作り、地域ぐるみで農地、農業用水等の適切な保全、あわせて施設の長寿命化や環境保全を目的としております。

農地・水保全管理支払交付金は、「共同活動支援交付金」と「向上活動支援交付金」の2つから構成されております。まず、1つ目の共同活動は、基礎的な保全管理活動として、遊休農地の

発生防止，農業用施設等の草刈り，それから泥上げ，補修，農村環境保全のための活動として生物多様保全や景観形成などがございます。基本単価につきましては，水田が10アール当たり4,400円，畑地では10アール当たり2,800円でございます。本事業を実施し5年を経過した地区に，または向上活動とあわせて実施する地区は基本単価の75%の交付金となっております。

次に，2つ目の向上活動でございますが，本市では施設の長寿命化のための活動として，農業用施設の補修，更新や農地・水環境保全組織の取り組みとして，組織のための経費となっております。向上活動の基本単価につきましては，水田が10アール当たり4,400円，畑地については10アール当たり2,000円となっております。市との協定に基づきまして，協定農業地内の農業振興地域の面積に応じた交付を受けることができます。

平成25年度の地区ごとの組織数でございますが，太田地区は8地区，金砂郷地区は6地区となっております。共同活動支援事業の取り組みをしている組織は合わせて14組織で，うち向上活動支援事業をあわせて実施している組織は9組織でございます。なお，向上活動支援のみを実施している組織はございません。

次に，協定の面積でございますが，約1,194ヘクタールで，うち共同活動協定面積は約577ヘクタールでございます。共同活動支援交付金は，4,130万264円でございます。また，向上活動協定面積は約614ヘクタールで，向上活動支援交付金については，2,547万9,720円でございます。

続きまして，事業の成果の検証について，事業の推進取り組みによる有効性の検証と成果状況についてのご質問にお答えをいたします。

事業の推進につきましては，市民の皆様へ広く制度を理解していただくために，市広報等への掲載や町会等への出前講座によりこれまで事業の推進をしてまいりました。また，取り組みの有効性の検証につきましては，耕作放棄地の適切な保管理や農業用排水等の補修，更新等が図られております。また，成果状況につきましては，農業者，非農家との共同作業によりお互いに農村環境の大切さを理解し，地域におけるコミュニケーション等の信頼関係が形成されてきております。

続きまして，今後の取り組みについて，今後の事業の展開の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては，農林水産省が平成19年から事業を開始し，5年ごとの計画活動で平成28年度が第2回目の事業区切りとなります。本市においては，平成20年度から本事業の導入を行い，農業用施設等の多面的機能を踏まえ，農業生産の基盤となる農地，農業用水等の保全活動の推進や地域住民の共同活動による集落機能の維持，農村環境の向上に向けた取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 鈴木議員。

〔6番 鈴木二郎議員 質問者席へ〕

○6番（鈴木二郎議員） ただいまはご答弁ありがとうございました。

1点目の、349号線の幸久橋の安全性調査の経過状況につきましては理解をいたしました。新しいひび割れということで、これを検査するというございですが、やはり重要なことは追加調査になったという情報を迅速に市民へ報告してお知らせするという利用者も望んでいると思います。

また要望としまして、検査に当たっては、渋滞の緩和と地域の交通安全のために早急に検査を進めていただくようお願いをいたします。

2つ目の安全性調査に伴う全面交通止めの市民への連絡でございますが、これについて2回目の質問をさせていただきます。

1回目の対応につきましては、メールとか防災無線による放送とか、いろいろ出ておりましたけれども、追加調査に伴う全面交通止めに関する連絡は、幸久地区に対し11月13日に回覧されておりますが、市内全域の連絡は、11月25日のお知らせ版とホームページで市民に周知されました。しかしながら、10月17日の最初の交通止めから交通渋滞により日常生活に大きな影響があつて、市民の皆さんからも交通止めから2週間経過したんだけどもいつ解除になるんだろうと、通勤や通学にも非常に不便を感じているという問い合わせの声が多く聞かれました。このことからやはり追加調査が必要と判明した10月30日の時点で、それ以後に適時適切に可能な限り速やかに、詳細調査が必要となり交通止めになるということ連絡すべきだと考えますけれども、この点についてのご所見をお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

○鈴木典夫建設部長 質問にお答えいたします。全面通行止めの期間延長について、市民の皆様への連絡が遅くなりましたことにつきましては、おわび申し上げます。今後常陸太田工事事務所から市へ情報があれば、すぐに市のお知らせ版により広報しますが、少しでも早く市民の皆様へ周知するため、防災無線、市のホームページを活用してお知らせしてまいります。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 了解いたしました。今後も追加調査の結果とか、あるいは交通止め等幸久橋に関連する情報がいろいろ出てくると思いますので、ただいまご答弁いただきましたように、情報伝達の工夫をされ迅速に対応いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、3つ目の今後の方向性につきましては、安全で安心して日常生活の通行ができるよう早急なアクセス道路の整備を望むものでございます。先ほどのご答弁で、検査結果が出る前に並行してこれからのいろいろと対応策について要望してまいるといってお話をいただきましたが、対応について3点要望しておきたいと思っております。

1点目として、349号バイパスへのアクセス道路の早期検討推進と、2目としまして、349号バイパス道路の混雑緩和のため、バイパス道路の4車線化の促進をしていただくということと、3点目としまして、今回は幸久橋が通れないということで、木島橋を渡って勝田、東海、水戸のほうに行くという車もたくさんありましたが、木島橋は整備されておりますけれども、那珂市側——南側の道路の整備促進をあわせてお願いしたいと、以上の3件について早急の対応を

強く要望してまいります。よろしくお願いいたします。

それから、2点目の市道南部幹線道路の進捗状況の1つ目、0120号線の県道61号線への接続地点の整備と谷河原踏切の拡幅整備につきましては理解をいたしました。この道路は利用者も多く通学路となっておりますことから、安全確保の観点からも早期に完成いただきますよう要望いたします。

次に、農地・水保全管理事業につきまして、1点目の取り組みの現状と実績につきましては、大変積極的な取り組みや地域の協力により所期の成果をおさめられているということで理解をいたしました。

1点再質問させていただきます。農地・水保全管理事業に取り組んでいる人たちに聞きますと、推進するに当たって、なかなかリーダーシップとリーダーとしてのモチベーション、こういう資質を有する取りまとめ責任者になってもらえる人がなかなかいないということと、高齢化で共同活動ができないとか、あるいはノウハウ、技術を有する人が少ない等、人選とか人に関する苦労が悩みであると。さらに事務処理の手続が複雑で膨大で負担が大きいということがあります。また、これらが組織化できない原因でもあると言われていています。このような課題があることも現実のようですが、これらの課題に対する対応策についてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 お答えをいたします。これまでも本事業の推進に当たりましては、地域へ直接お伺いをし、地域の皆様の相談等について対応させていただいておりました。ただいま議員のご質問のとおり、組織化がなかなかできない要因の1つでもある人づくりにつきましては、今後、県及び関係機関と連携し、準備開始期、それから活動開始後も人材育成のための研修会や組織化の情報交流等も含めた役員代表者会議や役員の事務処理等のための指導研修会を実施し、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） はい、理解をいたしました。やはりリーダーの人選とリーダーを継続してやっていくということが非常に大変な状況でありますので、いろいろな事務処理とか研修会とあわせてノウハウ等のマニュアルも作って徹底していく、伝承していくことも非常に大事ではないかなと感じますのでよろしくお願いいたしますと思います。要望です。

それから、事業の有効性、成果につきましては、地域の連携体制等も築くことができ大変有効であるということで、事業の意義を理解いたしました。

3点目の今後の取り組みについて1点お伺いいたします。農地・水保全管理事業を継続して推進していくことは大変重要だと思います。国の支援によるこの事業は、平成28年までの期間ということですが、平成29年以降はどうなるのか。また、国の支援制度がなくなった場合、その対応施策として新たにスキームの構築が必要であると思いますけれども、この点についてどのように考えておられるのか見解をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 お答えをいたします。平成26年度についても継続地区及び新規地区の採択を行うとともに、平成28年度が第2回目の事業の区切りとなるわけでございます。今後につきましては、国の政策をよく注視しながら事業の推進を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） はい、了解いたしました。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○後藤守議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時31分散会